

# ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値に関する一考察

柳沼 雄波<sup>1</sup>・山崎 詩歩<sup>2</sup>・阿部 貴弘<sup>3</sup>

<sup>1</sup>学生会員 日本大学大学院 理工学研究科まちづくり工学専攻 博士前期課程  
(〒101-8380 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: csyh22007@g.nihon-u.ac.jp

<sup>2</sup>非会員 株式会社星野リゾート (〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町長倉 2148)

E-mail: cssi19089@g.nihon-u.ac.jp

<sup>3</sup>正会員 日本大学教授 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8380 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: abe.takahiro@nihon-u.ac.jp (Corresponding Author)

神奈川県横浜市中区山手地区には、ブラフ積擁壁と呼ばれる石積擁壁が広く分布している。ブラフ積擁壁は、山手地区が外国人居留地であった明治期より、宅地基盤や道路擁壁として地区の生活を支え続けてきたインフラであり、近年は地区の歴史・文化資源として保全利活用の機運が徐々に高まりつつある。しかし、地区内に広く分布する身近なインフラであるがゆえ、その価値が十分に評価されることのないまま、開発に伴い改変や撤去される現状にある。

そこで本稿では、文献調査及び現地調査を踏まえ、ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値について考察する。

**Key Words:** historical and cultural value, masonry retaining wall, foreign settlement, Yamate, Yokohama

## 1. はじめに

神奈川県横浜市中区山手地区には、ブラフ積擁壁と呼ばれる石積擁壁が広く分布している。ブラフ積擁壁は、山手地区が外国人居留地であった明治期より、宅地基盤や道路擁壁として地区の生活を支え続けてきたインフラである。近年は、同じく山手地区に現存する洋館建築とともに、地区の歴史・文化資源として保全利活用の機運が徐々に高まりつつある。しかし、希少価値を伴う顕著な歴史・文化的価値を誇る洋館建築とは異なり、ブラフ積擁壁は地区内に広く分布する身近なインフラであるがゆえ、これまでその価値が十分に評価されてきたとは言い難い。そのため、価値評価に基づく保全利活用策が講じられることのないまま、新たな宅地造成等に伴い改変や撤去されてしまう状況にある。

そこで本稿では、ブラフ積擁壁の保全利活用に資するよう、文献調査及び現地調査を踏まえ、ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値について考察する。

具体的には、築造記録や調査報告書、行政文書等の文献調査に基づき、ブラフ積擁壁の概要及び系譜を整理する。次に、山手地区に現存するブラフ積擁壁の悉皆調査に基づき現状を整理する。これらを踏まえ、ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値について考察する。

## 2. ブラフ積擁壁の概要

### (1) ブラフ積擁壁とは

ブラフ積擁壁とは、旧外国人居留地である山手地区に広く分布する石積擁壁の通称である。山手地区は、1866（慶応 2）年に幕府と外国公使団との間で締結された「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」（慶応約書）に基づき、1867（慶応 3）年に外国人への賃貸のための競売にかけられて以降、外国人居留地として基盤整備が進み、明治初年には街路や地所区画がほぼ確立したり、当時の街路網や地番は、おおむね現在に受け継がれている。

山手地区は、同じく外国人居留地であった関内地区の南側、標高 10～40m ほどの切り立った段丘に立地する。その地形特性から、山手地区は居留地時代より外国人に「THE BLUFF」（断崖）と呼ばれ、これが地区の呼称として定着するとともに、ブラフ積擁壁の命名の由来ともなっている。こうした起伏の大きい段丘に立地する山手地区では、街路の開削や宅地造成にあたり斜面地の切土及び盛土が必要となり、それらの土留のための擁壁建設が不可欠であった。居留地整備の初期においては、応急的に木柵により土留がなされていたが、その後順次石積擁壁に修築されていったとされる<sup>2)</sup>。この時築造された石積擁壁が、ブラフ積擁壁の始まりである。



写真-1 ブラフ積擁壁の一例

## (2) ブラフ積擁壁の構造

ブラフ積擁壁の構造は一般に、直方体の石材を積層させる組積造で、水平方向に長手面と小口面を交互に配置し、それを縦目地が一直線に揃わないように垂直方向に積み上げる、煉瓦積におけるフランス積に似た整層切石積である(写真-1)。現在のブラフ積擁壁には、接合材として目地にモルタルを用いた練積みも多くみられるが、ブラフ積擁壁が築造され始めた明治初期は、セメントが未だ広く普及しておらず、かつ高価であったことから、目地にモルタル等の接合材を用いない空積みであった可能性がある。

整層切石積には、水平方向に長手面のみを並べた段と、小口面のみを並べた段を交互に積層させる煉瓦積におけるイギリス積に似た積み方もあるが、フランス積に似た積み方のほうが長手部分が控えとなることから、水平方向の土圧がかかる擁壁に適した積み方であるとされる<sup>3)</sup>。

我が国では、近世城郭の石積に代表されるように、近世以来の在来工法として、間知石(四角錘に整形した石材)を空積みで積み上げる石積技術が定着していた。これに対して、直方体の石材を用いるブラフ積擁壁はいわば西洋流の積み方であり、幕末から明治期にかけて我が国にもたらされた西洋技術の一つであると言えよう。

なお、ブラフ積擁壁と同じフランス積に似た整層切石積は、フランス人の指導により1871(明治4)年に竣工した横須賀第1号ドックが確認されている現存最古であるとされる<sup>4)</sup>。また、アメリカ人建築家ブリジェンスの設計により1872(明治5)年に竣工した新橋停車場のプラットホーム基礎部にも同様の石積が用いられている<sup>5)</sup>。

## (3) ブラフ積擁壁の石材

現在、ブラフ積擁壁の石材には、主に房州石及び大谷石が用いられている。岩石の成因による分類では、房州石及び大谷石ともに堆積岩に分類され、岩石の特徴による分類では、房州石は砂岩もしくは凝灰岩に、大谷石は凝灰岩に分類される。これらの石質をより厳密に分類すると、房州石は凝灰岩質砂岩、大谷石は石英粗面岩質凝灰岩となる<sup>6)</sup>。

大谷石は、近世以前から石材として利用され、江戸時代中期以降は鬼怒川舟運により江戸に盛んに搬入された

が、東京以外の関東一円に広く流通したのは、1897(明治30)年の宇都宮軌道運輸株式会社の開業以降、特に1923(大正12)年の関東大震災以降であるとされる<sup>7)</sup>。

一方、房州石は、江戸時代から江戸で多用されてきたが、明治に入ると、前述した1872(明治5)年竣工の新橋停車場に用いられるなど広く石造建造物に用いられるようになり、特に明治15~16年頃には横浜に大量に搬出された<sup>8)</sup>。

これらのことから、明治初期に築造されたブラフ積擁壁には、主に房州石が用いられ、その後、後述する関東大震災以降の積み直しや新規築造に際して、房州石に加えて大谷石が用いられたと考える。

## 3. ブラフ積擁壁の系譜

ブラフ積擁壁の命名は比較的新しく、1987(昭和62)年発行の『横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書』<sup>9)</sup>が初出である。そこには、ブラフ積擁壁を山手地区の土木遺産として位置付けたうえで、“山手全域に広範に存在し、かつ山手の特徴的な景観要素になりえていることから、<ブラフ積>と名付けることにしたい”とあり、ブラフ積擁壁が山手地区の地形特性を反映した土木遺産であるとともに、それらの集積が地区の景観を特徴づけていることから、その価値をより際立たせるために命名されたことがうかがえる。

同報告書によると、ブラフ積擁壁の築造年代は多くが不明であるが、居留地整備当初は国や神奈川県がその築造を担っていたことから、明治10年代に築造されたものについては『公文録』や『神奈川県史料』に記録が残されているものもあり、これまで11件の擁壁築造工事について記録が確認されている<sup>10)</sup>(別表-1)。

1923(大正12)年の関東大震災では、山手地区も壊滅的な被害を受けた。ブラフ積擁壁に関する明確な被災記録は確認されていないが、山手地区の被災状況を撮影した写真等から判断して、ブラフ積擁壁の多くも崩落したと考えるのが素直である。関東大震災からの復旧に関して、神奈川県の公文書を綴った『大正12~昭和2年 永代借地 営繕管財課 第3号』<sup>11)</sup>には、当時の永代借地に関わる官有崖地の復旧工事記録が残されている。これらの工事記録には、土砂の取り除きや張芝、コンクリート擁壁の設置といった各種工事に加え、土留石垣工として大谷石を用いたブラフ積擁壁の築造に関する記録もある。すなわち、震災復旧にあたっては、崖地の土留として再びブラフ積擁壁が用いられていたことがわかる。なお、前記の神奈川県公文書において、土留石垣工については7つの地番に関わる工事記録を確認することができる(別表-2)。

震災復旧以降は、山手地区の土地所有形態の変化や1942（昭和17）年の永代借地権の消滅等を背景に、ブラフ積擁壁に関する公文書は確認されていないが、現在も山手地区では多数のブラフ積擁壁が存在していることから、震災復旧後も引き続き土留としてブラフ積擁壁が用いられてきたと考える。

その後、ブラフ積擁壁は、前述の『横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書』（1987）において山手地区の土木遺産として位置付けられ、＜ブラフ積＞と命名されたほか<sup>12</sup>、『山手地区近代建築資産現況調査報告書（2）』（2013）においては、山手らしい景観を形成する要素として、当時の現地調査に基づくブラフ積擁壁の分布図が掲載されている<sup>13</sup>。また、『横浜市景観計画』（2008）においては、山手地区の街並み形成に関わる景観形成基準に“道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする”と位置付けられるなど、山手地区の歴史資産並びに景観資産として、ブラフ積擁壁の保全・利活用に対する機運が高まっている。これらに加え、NPO 法人横浜山手アーカイブスをはじめとして、民間レベルにおいてもブラフ積擁壁に対する関心が高まりつつあり、山手地区におけるブラフ積擁壁の歴史・文化的価値の高さをうかがい知ることができる。

一方、山手地区の大半は宅地造成等規制法（1961（昭和36）年公布）に基づく宅地造成工事規制区域に指定されており、宅地造成に係る擁壁を設置する際は、宅地造成等規制法施行令第六条から第十条に定める技術基準に従わなければならない。しかし、宅地造成等規制法以前に築造されたブラフ積擁壁は、この技術基準に適合していない、いわゆる既存不適格にあたる。そのため、前述の通り、ブラフ積擁壁は、新たな宅地造成等に伴い、その保全利活用策が講じられることのないまま変更や撤去されてしまう状況にある。

#### 4. ブラフ積擁壁の現状

##### (1) 調査概要

山手地区に広く分布するブラフ積擁壁の現状を把握するため、悉皆調査を実施した（以下、令和4年度調査）。調査は2022（令和4）年7月から8月にかけて計7日間、延べ38名の調査員により実施した。調査対象は、横浜市都心再生課による2020（令和2）年度の調査（以下、令和2年度調査）で存在が確認されている290件のブラフ積擁壁（図-1）とし、このうち表-1に掲げる各項目について、公共空間から確認することができる擁壁について調査を実施した。

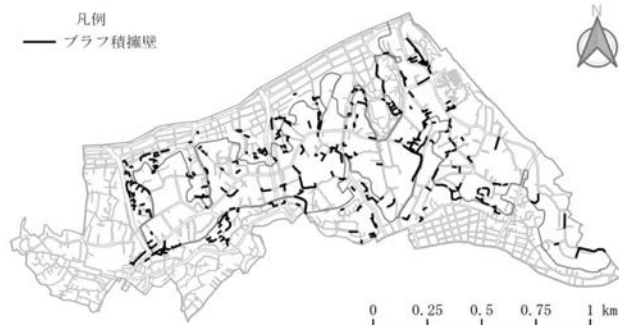


図-1 ブラフ積擁壁の分布図

表-1 現地調査における調査項目

調査項目	調査方法	詳細	調査件数
1 擁壁の確認	目視	公共空間より存在を確認できるか	290件
2 擁壁の状態		植物侵食、石材の劣化、孕みなど8項目	228件
3 石材の積層状態		目地の状態や積み方の乱れ等	228件
4 変更・補修 <sup>※</sup>		目地の埋め、表面補修、変更等	228件
5 石材の種類		材質による分類	211件
6 土地利用	目視・地図	擁壁の上段・下段における土地利用	232件
7 擁壁の延長	測量	メジャーを用いて、擁壁に沿った長さ	200件
8 擁壁の高さ		3mのアルミスタッフを用いて両端における高さ	192件
9 石材の大きさ		コンパックスを用いて石材の縦・小口・長手の長さ	201件

※変更は擁壁としての能力を補強するもの、補修は石材の劣化などを修繕するものとした

表-2 ブラフ積擁壁の状態（重複あり）

健全	植物侵食	苔	擁壁の劣化					変更	補修	
			亀裂	一部崩壊	石材欠損	石材ヒビ	孕み			石の織み
25件	180件	131件	38件	27件	125件	64件	42件	47件	17件	110件
							153件			

表-3 ブラフ積擁壁に用いられている石材（重複あり）

種類	特徴	件数
房州石	粒径が小さく、表面が滑らか、密度が高い、丸みを帯びている。	174件
大谷石	多孔質であり、表面に凹凸がある。角張っている。	41件

表-4 ブラフ積擁壁の上段の土地利用

独立住宅	集合住宅	道路	公園	教育機関	教会	樹林地	空地	墓地	寺社仏閣	その他
125件	21件	16件	8件	21件	2件	8件	7件	5件	7件	12件

主な調査結果概要を表-2~4に、さらに文献調査に基づき抽出した明治期及び震災復旧期の築造記録と現地調査結果との関係を別表-1~2示す。

##### (2) 件数及び分布

山手地区のブラフ積擁壁は、令和2年度調査で290件の存在が確認されているが、前述した戦前の公文書に記載されている石積擁壁工事の件数と比較して、相当数の件数が確認されていることから、明治以来現在に至るまで、公文書に残らない民間工事等においても、崖地の土留としてブラフ積擁壁が多用されてきたことがわかる。

これらのブラフ積擁壁の分布をみると、尾根道にあたる山手本通り沿いよりも、本通りから分岐する坂道沿い、特に旧外国人居留地の境界部に多数集積している。これは当然ながら、山手地区の地形特性を反映したものであるが、換言すれば、ブラフ積擁壁が、修景等の目的ではなく、土留というインフラとしての機能を発揮することを目的に築造されてきたことの表れでもある。そうしたヴァナキュラーなインフラであるにもかかわらず、地区の歴史資産あるいは景観資産に位置づけられていることは、まさにブラフ積擁壁の歴史・文化的価値の高さを物語っているといえよう。

### (3) 規模及び積み方

令和4年度調査に基づくと、公共空間から確認できるブラフ積擁壁の規模は様々であり、高さや延長に関して一定の規格を見出すことは困難であるが、最も高さが高いものはおよそ6m、最も延長が長いものはおよそ180m以上あり、比較的規模の大きなものも存在する。たとえば、山手地区のような低層戸建てが卓越する住宅地において、こうした様々な規模のコンクリート擁壁が設置された場合、街並みに対する圧迫感はきわめて大きい。一方、これがブラフ積擁壁であれば、個々の石材により壁面は分節され、また石材表面の肌理（表面の表情）が豊かであることから、その圧迫感は大幅に軽減されることは想像に難くない。つまり、山手地区の街並み形成にあたり、ブラフ積擁壁がきわめて重要な景観要素であることが理解できる。

こうしたブラフ積擁壁に用いられている石材は、令和4年度調査に基づくと、標準的なものでおよそ80～90cm×26～30cm×18～24cmの直方体の角材であるが、これより小規模なもの、特に長手方向が短いものも散見される。前述の『大正12～昭和2年 永代借地 営繕管財課 第3号』に綴られた工事記録の中には、使用する大谷石の規模（長さ）を示したものもあるが、そこには長さ3.0尺（≒90.9cm）のほか、1.5尺、1.3尺、1.0尺の石材の数量も示されており、添付されている立面図から判断して、おそらく端部の処理等に長さの短い石材を用いたものと考えられる。そうした長さの短い石材が、積み直しの際等に端部以外に用いられたり、あるいは小口面と平行に割れたもの（つまり長手方向が短くなったもの）を積み直しの際等に用いたりしたため、擁壁によっては石材の規模がばらばらになっている可能性がある。なお、石材の材質も、房州石もしくは大谷石で統一されている擁壁もあれば、それらが混在しているものもある。混在しているものについては、積み直しの際等に、その時点での石材の入手しやすさ等の観点から、材質を統一しなかった可能性もある。

また、同じく令和4年度調査に基づくと、ブラフ積擁壁の積み方にも若干のばらつきがみられる。標準的には、一段に長手と小口を交互にリズムよく配置する煉瓦積におけるフランス積に似た積み方であるが、擁壁によっては、長手のみの段があったり、小口ー長手ー長手ー小口といったようにややリズムが乱れていたりするものもある。これはおそらく、あえてリズムを変えたと見るよりも、施工者の技術力もしくは配慮の欠如によるものと推察する。

### (4) 状態

ブラフ積擁壁の状態については、令和4年度調査に基づくと、住宅の建て替え等に伴う基盤整備により近年築

造されたと判断できるものや、建築物の基礎として用いられているものについては、石積の孕みや石材の割れ等もなく比較的良好である。

一方、土留のための擁壁には、長期間メンテナンスが行われていないと判断されるものも散見される。それらは、内部土圧や植物の根によると想定される石積の孕みやゆるみが生じていたり、一部が崩落していたり、石材の劣化等により亀裂や害れが生じていたり、あるいは植物の浸食により状態を確認することさえ難しかったりするなど、必ずしも良好とは言い難いものもあり、インフラとしての機能を維持するため、また安全を確保するためにも、適切なメンテナンスが不可欠である。

## 5. ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値

以上の文献調査及び現地調査結果を踏まえると、ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値は以下の点に集約することができると思う。

- ・ブラフと呼ばれた外国人居留地の歴史・文化の象徴
- ・外国人居留地時代以来の地区の成り立ちを物語る存在
- ・地形特性を反映した身近なインフラ
- ・地区の景観を特徴づける景観要素
- ・石積技術や石材流通の系譜を紐解く糸口

### (1) ブラフと呼ばれた外国人居留地の歴史・文化の象徴

山手地区は切り立った段丘に立地することから、外国人居留地時代は「THE BLUFF」と呼ばれていたが、周辺地域を含めて市街化が進化した現在では、山手地区が“ブラフ”に立地することを実感することは容易ではない。そうしたなか、ブラフ積擁壁は、山手地区がブラフと呼ばれた所以はもとより、その歴史を体現する象徴的な存在としてきわめて重要である。

なお、近世における我が国の市街地は、水路網が張り巡らされた近世城下町に代表されるように、交通・物流の要衝、すなわち陸運（街道）と舟運（河川・海・湖）の結節点である低平地に開かれてきた。関内や築地などの外国人居留地も、低平地（埋立地）に開かれている。ところが、切り立った段丘上に開かれた山手地区の外国人居留地は、それまでの我が国における市街地整備の延長線上にはない、まさに近代初期の特徴的な市街地整備の一つであると見ることもできる。そうした市街地整備にあたり、それまで主に城郭や水路を除く市街地整備にはそれほど必要とされてこなかった、土留のための石積擁壁を整備する必要が生じ、それがブラフ積擁壁の築造に至った点を踏まえると、我が国の市街地整備の系譜に山手地区の外国人居留地を位置付けるうえで、ブラフ積擁壁はその特徴を際立たせる存在であるといえよう。

また、明治初頭の銀座煉瓦街整備や官庁集中計画によく表れているように、近代化の装置として市街地整備が進められていた時代背景を踏まえると、在来の技術ではなく西洋流の技術を用いて築造されたブラフ積擁壁は、洋館建築とともに、我が国の近代化の過程にあって、外国人居留地における西洋文化受容の象徴とみることもできる。

## (2) 外国人居留地時代以来の地区の成り立ちを物語る存在

山手地区の洋館建築はほぼ関東大震災後に再建されたものであるが、ブラフ積擁壁は、関東大震災以前、古いものでは明治10年代に築造されたものが現存する可能性がある。加えて、洋館建築とは異なり、ブラフ積擁壁は外国人居留地時代以来継続的に山手地区において築造され、現在も地区全体に広範に分布している。

つまり、ブラフ積擁壁の一つひとつに外国人居留地時代以来の歴史が宿っており、それらは地区の成り立ちを物語る貴重な存在であるといえることができる。

## (3) 地形特性を反映した身近なインフラ

ブラフ積擁壁は、段丘に外国人居留地を開くうえで不可欠な生活に密着したインフラであり、必ずしも住宅地に向いているとは言い難い地形特性を克服するための技術の応答である。個別のブラフ積擁壁に高度な石積技術が用いられているわけではないが、山手地区の地形特性や土地の履歴を読み解くうえで、ブラフ積擁壁が群として存在することの意義は大きい。

## (4) 地区の景観を特徴づける景観要素

ブラフ積擁壁は、洋館建築とは異なり、いわゆる景観の“図”として、単独で山手地区の景観を代表するような景観要素とは言い難いが、前述の通り、山手地区の街並みの“地”を調える景観要素としてきわめて重要な存在である。

## (5) 石積技術や石材流通の系譜を紐解く糸口

ブラフ積擁壁は、石積技術や石材流通の系譜を紐解く糸口となりうる。明治初期にブラフ積擁壁が築造された当初は、おそらく房州石による空積みであったと推測される。それが震災復旧にあたり、積み方は同じであっても、用いる石材が大谷石に代わり、目地には接合材としてモルタルが使われ、さらに石積の基礎にコンクリートが打設されている。さらに、その後も技術の変遷や使用する石材の変化があったと考えられることから、石積技術や石材流通の系譜を読み解くうえでブラフ積擁壁が現存する意義は大きい。

## 6. ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値の評価視点

### (1) 価値評価にあたっての課題

以上のように、多様な歴史・文化特性を有するブラフ積擁壁であるが、たとえば希少価値を伴うハイスタイルな（逸品としての価値が際立つ）洋館建築等とは異なり、ブラフ積擁壁はいわばヴァナキュラーな存在であり、それゆえ個別の記録（史料）が十分には残されていない。

そのため、単一の視点からの評価によって価値を際立たせることは容易ではなく、多面的な評価に基づきその価値を顕在化する必要がある。また、その歴史・文化特性を踏まえると、個々のブラフ積擁壁の価値評価はもとよりそれらの集積を群として評価する視点も不可欠である。

こうした基本認識に基づき、以下にブラフ積擁壁の歴史・文化的価値を評価する視点を提示する。これらの複数の視点から多面的に価値を評価することが、ブラフ積擁壁の価値評価にあたっては重要であると考えられる。

### (2) 価値評価の視点と調査方法

個々のブラフ積擁壁を単独で評価する際には、まず、築造年代に基づき、“最初期に築造された”あるいは“現存最古”といった古さや希少性に価値を見出すとともに、“明治初期に築造された”あるいは“震災復旧にあたり築造された”といった、山手地区の成り立ちを理解するうえで画期となる出来事との関わりにも着目することが重要である。こうした価値評価にあたっては、個々のブラフ積擁壁の築造年代を特定しなくてはならないが、前述の『横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書』に掲載されている明治初期に築造されたものや、『大正12～昭和2年 永代借地 営繕管財課 第3号』に掲載されている震災復旧期に築造されたものについては、ある程度築造年代を特定することができる。その他のブラフ積擁壁については、築造年代を特定することは容易ではないが、それらについて評価対象外とするのではなく、積み方や石材等の相互比較や、古地図や古写真等の調査等に基づき、個々の築造年代をできる限り推定し、評価の俎上に載せる必要がある。

次に、ブラフ積擁壁の築造技術を評価することも重要である。これは、たとえば“明治初期の西洋技術受容期の積み方”や“震災による崩落を教訓に技術的改良を加えた震災復旧期の積み方”といった、各期の築造技術を代表するものに価値を見出す視点である。また、“延長が最も長い”、“高さが最も高い”といった技術的価値や、“建設当初の姿をよくとどめている”、“保存状態が良い”、“石材の大きさが揃っている”、“積み方が丁寧”といった、典型例としての価値を見出すことも重要である。そのため、築造年代の特定はもとより、現況調査に基づく石積の状態や改変状況を確認する調査も行う必要もある。

一方、ブラフ積擁壁を群として評価する際には、“山手地区の歴史・文化特性を際立たせる存在となっている”あるいは“山手地区の街並みの基調となっている”といった、いわば脇役としての価値をいかに顕在化することができるかが重要である。具体的には、洋館の敷地の基盤擁壁として洋館とセットになることでより価値が高まるものや、同様にブラフ溝とセットになっているもの、あるいは主要街路沿いに連続して配置されているなど街並みの地を調べているもの、さらに山手地区を紹介する絵葉書や書籍、パンフレット等によく取り上げられる街並みの背景となっているものなどが評価の対象となろう。これらの評価にあたっては、現地調査はもとより、古地図や古写真等の文献調査といった多面的な調査を行う必要がある。

### (3) 価値評価のプロセス

ブラフ積擁壁は、個々の擁壁の評価はもとより、群として評価することが重要である。また、個別の擁壁に関する史料が限られている以上、擁壁間の相互比較に基づき価値を評価する必要がある。

そのため、価値評価にあたっては、まず、山手地区に分布するブラフ積擁壁を抽出し、その状態を悉皆的に調査する必要がある。これについては、すでに令和2年度調査及び令和4年度調査に悉皆調査が行われている。

次に、これらの調査結果をベースとして、築造年代が特定できるものについて、先行して重点的に調査を行うことが効率的である。具体的には、『横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書』に掲載されている11件、及び『大正12～昭和2年 永代借地 営繕管財課 第3号』に掲載されている7件について、その残存状況を確認するとともに(別表-1～2)、残存しているものにつ

いては詳細調査を実施し、築造年代から見た価値評価や築造技術から見た価値評価を行うことが考えられる。

そのうえで、史料が残されていないもの、すなわち築造年代が特定できないものについても、悉皆調査結果等を踏まえて、特に使用されている石材や積み方等に着目し、年代が特定できている擁壁との比較に基づき、価値評価を行うことが考えられる。さらに、ある程度年代が特定できる古絵葉書や古写真に写されている擁壁を抽出し、同様に相互比較に基づく価値評価を行うことも考えられる。

これらに加えて、群としての価値を評価するため、洋館やブラフ溝とセットになっているものや、書籍やパンフレット等に掲載されているもの、さらに街路に沿って連続して配置されているものなどを抽出し、詳細調査に基づき価値評価を行うことも考えられる。

## 7. まとめ

以上のように、本稿では、山手地区に広く分布するブラフ積擁壁について、文献調査に基づきその概要及び系譜を整理するとともに、悉皆調査に基づき現状を把握・整理した。さらに、これらの調査結果を踏まえ、ブラフ積擁壁の歴史・文化的価値について考察するとともに、その価値評価の方法等についても提示した。

これらは、今後のブラフ積擁壁の保全利活用に資する成果であるとする。

**謝辞：**調査にご協力いただいた横浜市都市デザイン室の皆様及び横浜山手アーカイブス白川葉子様に厚く御礼申し上げます。

## 付録

別表-1 『横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書』に明治期の築造記録が掲載されているブラフ積擁壁の現状

No.	地番	工事件名	現存有無※	現状等
1	116番地	116番英国陣営地石垣其他修造	×	
2	239番地、90番地	239番構外及び90番沿道路下石垣築造	○	・植物浸食、石材ヒビあり ・修復なし ・房州石
3	208番地、209番地、212番地	208・209・212番構外土留石垣修築	×	
4	143番地、144番地	143・144番構外石垣修築	×	
5	171番地、173番地	171・173番構外石垣修築	○	・苔、植物浸食、孕み、石材欠損あり ・積み方の乱れあり(縦向き石材) ・房州石 ①(坂上側)： ・苔、植物浸食、一部崩壊、欠損、孕み、緩みあり ・石材規模が高さ29cm×長辺66cm、短辺23cm ①と②の間：大規模改変(コンクリートで一面被覆) ②(坂下側)：植物浸食、石材欠損あり
6	133番地	133番構外石垣修築	○	・苔、植物浸食、亀裂、孕み、石材欠損あり ・房州石 ・石材規模が高さ22cm×長辺82cm、短辺25cm ・空積み、目地埋めの補修あり
7	桜道下	桜道下石垣修築	○	・高さは平均約50cm、延長105.35m ・苔や植物浸食、孕みあり ・房州石 ・上段の土地は「山手公園」
8	27番地	27番裏手崖下石垣修築	○	・苔、植物浸食あり ・敷地内につき調査不可 ・上段の土地は「湘南医療大学」
9	外人墓地	外人墓地入口左右崖石垣修築	○	①・苔、植物浸食、石材欠損あり ・房州石 ・修復なし ・石材規模が高さ22cm×長辺76cm、短辺24cm ②・苔、植物浸食、石材欠損あり ・修復なし ・石材規模が高さ25cm×長辺53cm、短辺24cm
10	32番地、33番地、34番地、35番地	32番裏～35番裏石垣築立	○	・石材崩壊、欠損、ヒビ、孕み、緩みあり ・小規模改変あり ・上段の土地は「横浜三育幼稚園」 ・健全 ・部分修復
11	124番地	124番裏通り崖地石垣改築	○	・健全 ・大谷石 ・小口が手前に出っ張っている

※ 現存有無については、工事対象の地番敷地に隣接してブラフ積擁壁が存在する場合は「○」を付し、存在が確認できない場合は「×」を付した。

別表-2 『大正12～昭和2年 永代借地 営繕管財課 第3号』に掲載されている震災復旧工事とブラフ積擁壁の現状

No.	地番	工事内容	工事請負人	現存有無*	現状等
1	18番地	崩落土砂取除工	佐野純功	×	
2	205番地	法切工	小林福太郎	×	
3	178番地	土留石垣工 延長	尾形安富	○	・健全 ・房州石 ・石材規格が高さ32cm×長辺90cm、短辺21cmで均一 ・「フェリス女学院中学校・高等学校」敷地内
4	178番地		尾形安富	○	①・健全 ・石材規格が高さ30cm×長辺94cm、短辺21cmと大きい ②・苔や植物の浸食、石材欠損、孕み、緩みあり ・大谷石 ・石材規格が高さ27cm×長辺76cm、短辺22cm
5	97番地	資料なし	白田久信	○	・古い擁壁部分と補修された新しい部分が混在 ・古い部分は苔、植食、一部崩壊、欠損多数あり ・上段の土地は「アメリカ山公園」 ・房州石
6	190番地		大井安雄	×	
7	110番地	崩落土砂取片付工 延長	尾形安富	×	
8	160番地	資料なし	宇津木大策	○	・苔あり ・空積み ・小規模だが劣化はひどくない ・上段の土地は「ワシン坂公園」
9	104番地	崩落土砂取片付工	白田源太郎	○	・植物浸食、石材欠損あり ・石材規格が高さ26cm×長辺56cm、短辺23cm
10	179番地	崩落土砂取片付工 土留校柵	大井安雄	×	
11	168番地	崩壊土砂取片付工 立倒木	大井安雄	△	・苔、植物浸食、孕み、石材欠損あり ・積み方の乱れあり（南向きの石材） ・房州石
12	119番地	崩壊土砂取片付工	尾形安富	×	
13	75番地	排水土管敷設 張芝工 立倒木	尾形安富	○	・健全 ・大谷石 ・石材規格が高さ29cm×長辺92cm、短辺23cm
14	227番地	張芝工	白田源太郎	○	・苔、石材ヒビ、孕みあり ・上段の土地は「横浜雙葉小学校」 ・石材規格が高さ24cm×長辺85cm、短辺23cm 高さ31cm×長辺95cm、短辺13cm
15	143番地	土留石垣工	大井安雄	×	
16	168番地	切取土砂 立倒木	大井安雄	△	・苔、植物浸食、孕み、石材欠損あり ・積み方の乱れあり（南向きの石材） ・房州石
17	152番地	法切工	伊藤政吉	△	①・植物浸食あり ・石材の積みか綺麗 ・石材規格が高さ23cm×長辺90cm、短辺20cm ②・亀裂、欠損あり ・多孔質 ・石材規格が高さ32cm×長辺90cm、短辺20cm
18	227番地	法切工 張芝工	白田源太郎	○	・苔、石材ヒビ、孕みあり ・上段の土地は「横浜雙葉小学校」 ・石材規格が高さ24cm×長辺85cm、短辺23cm 高さ31cm×長辺95cm、短辺13cm
19	215番地	土留石垣工	伊藤政吉	×	
20	119番地	法切工	小林福太郎	×	
21	227番地	法切工 張芝工	白田源太郎	○	・苔、石材ヒビ、孕みあり ・上段の土地は「横浜雙葉小学校」 ・石材規格が高さ24cm×長辺85cm、短辺23cm 高さ31cm×長辺95cm、短辺13cm ・空積み
22	57番地	鉄筋コンクリート擁壁工	大井安雄	×	
23	103番地	土留石垣工	宇津木馬造	○	・宅地の階段により分断 ・正面から見て左上の欠け以外は健全 ・大谷石 ・石材規格が高さ25cm×長辺92cm、短辺25cm
24	16番地	崩落土砂 立倒木 法切土砂	神奈川県のみの記載	○	・正面から見て右側をコンクリート塗装（大規模改変） ・植物浸食、石材欠損あり ・房州石 ・石材規格が高さ28cm×長辺60cm、短辺20cm
25	17番地	崩落土砂		×	
26	127番地	崩落土砂		○	・大規模な表面補修により、ほぼ石材の目視不可 ・石材規格が高さ25cm×長辺57cm、短辺22cm
27	207番地	崩落土砂		×	
28	53番地	土留板柵 崩落土砂		○	①・植物浸食、孕み、緩み、石材欠損あり ・房州石 ・修復などなし ②・宅地につき調査不可 ・植物浸食あり ・石材の状態は良い
29	75番地	排水土管敷設 張芝工 立倒木		○	・健全 ・大谷石 ・石材規格が高さ29cm×長辺92cm、短辺23cm
30	168番地	切取土砂 立倒木		△	・苔、植物浸食、孕み、石材欠損あり ・積み方の乱れあり（南向きの石材） ・房州石
31	152番地	法切工	△	①・植物浸食あり ・石材の積みか綺麗 ・石材規格が高さ23cm×長辺90cm、短辺20cm ②・亀裂、欠損あり ・多孔質 ・石材規格が高さ32cm×長辺90cm、短辺20cm	
32	227番地	法切工 張芝工	○	・苔、石材ヒビ、孕みあり ・上段の土地は「横浜雙葉小学校」 ・石材規格が高さ24cm×長辺85cm、短辺23cm 高さ31cm×長辺95cm、短辺13cm ・空積み	
33	178番地	土留石垣工 亜鉛引トタン扉	大井安雄	○	・健全 ・房州石 ・石材規格が高さ32cm×長辺90cm、短辺21cmで均一 ・「フェリス女学院中学校・高等学校」敷地内
34	16番地	崩壊コンクリート工 崩壊土砂取除搬入工	尾形安富	○	・正面から見て右側をコンクリート塗装（大規模改変） ・植物浸食、石材欠損あり ・房州石 ・石材規格が高さ28cm×長辺60cm、短辺20cm
35	17番地	崩壊コンクリート工 崩落土砂取除搬入工	尾形安富	×	
36	227番地	崩落土砂 切取土砂	大井安雄	○	・苔、石材ヒビ、孕みあり ・上段の土地は「横浜雙葉小学校」 ・石材規格が高さ24cm×長辺85cm、短辺23cm 高さ31cm×長辺95cm、短辺13cm ・空積み
37	152番地	土留石垣工	伊藤政吉	△	①・植物浸食あり ・石材の積みか綺麗 ・石材規格が高さ23cm×長辺90cm、短辺20cm ②・亀裂、欠損あり ・多孔質 ・石材規格が高さ32cm×長辺90cm、短辺20cm
38	53番地	土留石垣工	大井安雄	○	①・植物浸食、孕み、緩み、石材欠損あり ・房州石 ・修復などなし ②・宅地につき調査不可 ・植物浸食あり ・石材の状態は良い
39	75番地	コンクリート擁壁工	尾形安富	○	・健全 ・大谷石 ・石材規格が高さ29cm×長辺92cm、短辺23cm
40	207番地	杭打土留石垣工	宇津木大策	×	
41	127番地	崩壊土砂	白田源太郎	○	・大規模な表面補修により、ほぼ石材の目視不可 ・石材規格が高さ25cm×長辺57cm、短辺22cm

※ 現存有無については、工事対象の地番敷地に隣接してブラフ積擁壁が存在する場合は「○」を付し、存在が確認できない場合は「×」を付した。

## REFERENCES

- 1) 横浜市：横浜市史 第三巻 下, pp.775-776, 横浜市, 1963
- 2) 横浜市教育委員会：横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書, p7, 横浜市教育委員会, 1987
- 3) 小野田滋：鉄道と煉瓦, p148, 鹿島出版会, 2004
- 4) 堀勇良：横浜 ブラフ積とブラフ溝, 土木学会誌, Vol. 84, No. 8, pp. 36-37 土木学会, 1999
- 5) 小野田滋：鉄道と煉瓦, p148, 鹿島出版会, 2004
- 6) 飯島亮・加藤栄一：原色日本の石 産地と利用, p201, p203, 大和屋出版, 1978
- 7) 日本石材史編纂委員会編：日本石材史, pp. 319-324, 日本石材史編纂委員会, 1956
- 8) 日本石材史編纂委員会編：日本石材史, pp. 327-329, 日本石材史編纂委員会, 1956
- 9) 横浜市教育委員会：横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書, pp. 6-8, 横浜市教育委員会, 1987
- 10) 横浜市教育委員会：横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書, pp. 7-8, 横浜市教育委員会, 1987
- 11) 神奈川県：大正 12～昭和 2 年 永代借地 営繕管財課 第 3 号, 1923-1927
- 12) 横浜市教育委員会：横浜山手 横浜山手洋館群保存対策調査報告書, pp. 6-8, 横浜市教育委員会, 1987
- 13) 一般社団法人横浜歴史資産調査会：山手地区近代建築資産現況調査報告書 (2), pp. 17-19, 2013

(Received April 10, 2023)